

cooperative. At least part of that capital is usually the common property of the cooperative.

Members usually receive limited compensation, if any, on capital subscribed as a condition of membership. Members allocate surpluses for any or all of the following purposes: developing their cooperative, possibly by setting up reserves, part of which at least would be indivisible; benefiting members in proportion to their transactions with the cooperative; and supporting other activities approved by the membership.

Autonomy and independence

Cooperatives are autonomous, self-help organizations controlled by their members. If they enter into agreements with other organizations, including governments, or raise capital from external sources, they do so on terms that ensure democratic control by their members and maintain their cooperative autonomy.

Education, training and information

Cooperatives provide education and training for their members, elected representatives, managers, and employees so they can contribute effectively to the development of their cooperatives. They inform the general public—particularly young people and opinion leaders—about the nature and benefits of cooperation.

Cooperation among cooperatives

Cooperatives serve their members most effectively and strengthen the cooperative movement by working together through local, national, regional and international structures.

Concern for community

Cooperatives work for the sustainable development of their communities through policies approved by their members.

The foregoing is the authentic text of the Recommendation duly adopted by the General Conference of the International Labour Organization during its Ninetieth Session which was held at Geneva and declared closed on 20 June 2002.

IN FAITH WHEREOF we have appended our signatures this twenty-first day of June 2002.

資料 協同組合の促進に関する勧告 (193号)

以下の勧告は、菅野正純訳、(財)日本ILO協会『世界の労働』2002年8月号、52巻8号による。

国際労働機関の総会は、
理事会によりジュネーブに招集され、2002年6月3日にその第90回会期として会合し、

雇用創出と資源の活用、生産的投資ならびに経済への貢献における協同組合の重要性を認識し、

多様な形態における協同組合が、すべての人びとの経済発展および社会発展への完全参加を促進することを認識し、

グローバル化が、協同組合にとっての新しい多様な圧力と、課題、挑戦、および機会を産み出し、全国的・国際的な水準における強力な人間的連帯の形態が、グローバル化の利益のより公正な分配のために必要とされていることを認識し、

国際労働総会が第86回会期(1998年)において採択した、「労働における基本的原則と権利に関するILO宣言」に留意し、

国際労働条約および勧告に具体化された権利と原

則、とりわけ、「強制労働に関する条約」(1930年)、「結社の自由と団結権の保護に関する条約」(1948年)、「団結権と団体交渉権に関する条約」(1949年)、「同一報酬に関する条約」(1951年)、「社会保障(最低基準)に関する条約」(1952年)、「強制労働の廃止に関する条約」(1957年)、「差別(雇用と職業)に関する条約」(1958年)、「雇用政策に関する条約」(1964年)、「最低年齢に関する条約」(1973年)、「農村労働者の組織に関する条約および勧告」(1975年)、「人的資源の開発に関する条約および勧告」(1975年)、「雇用政策(補足規定)に関する勧告」(1985年)、「中小企業における就労創出に関する勧告」(1998年)、「最悪の形態の児童労働に関する条約」(1999年)に留意し、フィラデルフィア宣言に具体化された“労働は商品ではない”との原則を想起し、

あらゆる所における労働者のためのディーセントな労働の実現が、国際労働機関の第一義的であることを想起し、

本総会の第4議題として、協同組合の促進に関する提案を採択することを決定し、その提案が勧告(引用に際しては、2002年の協同組合の促進に関する勧告と称することができる)の形態を採ることを決定して、2002年6月20日に採択する。

範囲、定義および目的

1 協同組合が経済のあらゆる部門で活動していることが認められる。本勧告は、あらゆる種類と形態の協同組合に適用される。

2 本勧告の目的に照らして、「協同組合」という用語は、共通の経済的・社会的・文化的な必要性和願いを共同で所有し、民主的に管理される事業体を通じて、自発的に団結した人びとの自治的な結合体を意味する。

3 協同組合のアイデンティティの促進と強化は、以下の点に基づいて奨励される。

- (a) 自助・自己責任・民主主義・平等・公正および連帯という協同組合の価値。ならびに、正

直・公開性・社会的責任および他人への配慮という倫理的価値。

- (b) 国際協同組合運動が開発し、本勧告に掲げる付属文書における協同組合の原則。これらの原則は、自発的で開かれた組合員制、民主的な組合員管理、組合員の経済的参加、自治と独立、教育・研修・情報、協同組合間の協同、ならびにコミュニティ、に関するものである。

4 発展段階に関わらず、あらゆる国で、協同組合の潜在力を促進するための措置を採用し、協同組合とその組合員が、以下のことを行なうよう援助すべきである。

- (a) 収入を生む活動、および持続可能でディーセントな雇用を創出し、これを発展させること。
- (b) 教育と研修を通じ、人的資源の能力を開発すると共に、協同組合運動の価値とその優位性、および有益性についての知識を開発すること。
- (c) 企業家的・経営者の能力を含む、事業としての潜在力を開発すること。
- (d) 競争力を強化すると共に、市場と制度金融へのアクセスを獲得すること。
- (e) 貯蓄と投資を拡大すること。
- (f) あらゆる形態の差別を排除する必要性を考慮し、社会的・経済的福祉を向上させること。
- (g) 持続可能な人類の発展に貢献すること。
- (h) コミュニティの社会的・経済的な必要性に応えるため、協同組合を含めた活力あるダイナミックな独自の経済分野を確立し拡大すること。

5 連帯の精神によって奨励された企業および組織としての協同組合が、不利な立場にある集団の社会的統合を果たすための必要性も含め、組合員と社会の必要性に応えるための、特別の措置の採用が奨励されるべきである。

政策的枠組みと政府の役割

6 均衡のとれた社会は、強力な公共部門や民間部門が存在するとともに、強力な協同組合・共済組合、その他の社会的部門や非政府部門を必要とする。こうした状況において、政府は、協同組合の性格と機能に合致し、第3項に示された協同組合の価値と原則に導かれる、政策的支援と法的枠組みを、以下のように提供すべきである。

- (a) 可能な限り迅速・簡素・適正な経済負担による効率的な方法で、協同組合の登録を可能とすることを目的とする、制度的な枠組みを確立すること。
- (b) 協同組合内部において、少なくともその一部を不分割とし得る適切な積立金、ならびに連帯基金の創設を可能にすることを目的とした政策を促進すること。
- (c) 協同組合の性格と機能にかなった条件で、協同組合の監督のための措置の採用を規定すること。この措置は、協同組合の自治を尊重し、国内法と慣行に合致し、他の形態の企業および社会団体に適用されるものよりも、不利な措置ではないものとする。
- (d) 協同組合の組合員の必要性に応える協同組合機構への、協同組合の加入を容易にすること。
- (e) 協同組合が果たし得る重要な役割を特に有し、あるいは協同組合以外によっては供給され得ないサービスを供給する分野で、自治的かつ自主管理の企業体としての協同組合の開発を奨励すること。

7 (1) 第3項で示された価値と原則に導かれる協同組合を、各国および国際的な経済・社会開発の目標の一つと見なすべきである。

(2) 協同組合は、国内法と慣行に則り、他の形態の企業および社会組織に認められているよりも不利ではない条件で処遇されるべきである。政府は、適切な場合、雇用促進や、不利な立場にある集団ないし地域に恩恵をもたらす活動の開発といった、特別

の社会政策および公共政策に合致した協同組合の活動のための支援措置を導入すべきである。このような措置には、とりわけ、また可能な限り、税制上の優遇や、貸付金・補助金、公共事業計画へのアクセス、ならびに特別の政府調達の規定を含むことができる。

(3) 協同組合運動のあらゆるレベル、とりわけ経営と指導のレベルにおける、女性の参加拡大に、特別な配慮が払われるべきである。

8 (1) とりわけ、各国の政策は次のことをなすべきである。

- (a) あらゆる協同組合の労働者に対して、ILOの基本的労働基準および「労働における基本的原則と権利」をいかなる差別もなく適用すること。
- (b) 協同組合の設立や利用が、労働法令に違反したり、あるいは偽装的な雇用関係を設定するために使用されることのないよう保証すること。労働法規のあらゆる企業への適用を保証することにより、労働者の権利を侵害する偽りの協同組合と闘うこと。
- (c) 協同組合と、そこでの労働におけるジェンダー平等を促進すること。
- (d) 協同組合において、重要な情報へのアクセスを含む、最良の労働慣行の普及を保証する措置を促進すること。
- (e) 組合員、労働者および経営者の専門的・職業的技能、起業家・経営者の能力、また事業可能性についての知識、ならびに一般的な経済・社会政策の技術を開発し、これらの人びとの情報通信技術(IT)へのアクセスを改善すること。
- (f) 国内の教育・訓練制度におけるすべての適切な段階、および、より広範囲な社会において、協同組合の原則と慣行について、教育と訓練を促進すること。

- (g) 職場における安全と健康を保障する措置の採用を促進すること。
- (h) 訓練の提供と、協同組合の生産性と競争力の水準、ならびにその生産する財・サービスの質を改善するための、他の形態の援助を提供すること。
- (i) 協同組合の信用貸与に対するアクセスを容易にすること。
- (j) 協同組合の市場に対するアクセスを容易にすること。
- (k) 協同組合についての情報の普及を促進すること。
- (l) 開発政策の策定とその実施を念頭に置いた協同組合に関する各国の統計の改善に努めること。

(2) これらの政策によって、次のようなことが行われるべきである。

- (a) 適切な場合には、協同組合に関する政策および規制の策定と実施を、地方および地域に分権化すること。
- (b) 登録、財務および社会監査、ならびに免許取得などの領域における、協同組合の法的義務を限定すること。
- (c) 協同組合における企業統治に関する優良な実践を促進すること。

9 政府は、最低限の生活維持の活動（時に「インフォーマル経済」と呼ばれる）が、法的に保護された労働として転換し、経済活動の本流へと完全に統合されるための、協同組合の重要な役割を促進すべきである。

協同組合促進のための公共政策の実施

10 (1) 加盟国は、第3項で示された協同組合の価値と原則によって導かれる、協同組合に関する特別の法律と規制を採択し、時宜に応じて、これらは改正されるべきである。

(2) 政府は、協同組合に適用される法律・政策お

よび規制の策定と改正に関し、協同組合団体ならびに関連する労使団体と協議すべきである。

11 (1) 政府は、協同組合の事業遂行能力、ならびに雇用と所得の創出能力を強化するため、協同組合の支援サービスに対するアクセスを容易にすべきである。

(2) 可能ならば、これらのサービスには、以下のものが含まれるべきである。

- (a) 人的資源開発プログラム
- (b) 調査・経営相談サービス
- (c) 資金調達および投資へのアクセス
- (d) 会計および監査に関するサービス
- (e) 経営情報サービス
- (f) 情報および広報に関するサービス
- (g) 技術と技術革新に関する相談サービス
- (h) 法律および税務に関するサービス
- (i) マーケティング支援サービス
- (j) その他の適切なサービス

(3) 政府は、これらの支援サービスの確立を容易にすべきである。協同組合およびその団体は、それらのサービスの組織と運営に参加し、実行可能で、かつ適切な場合には、それらへの資金調達を奨励すべきである。

(4) 政府は、全国的・地域的に協同組合を創出し、強化することを目的とする適切な手段を開発することによって、協同組合とその団体の役割を承認すべきである。

12 政府は、適切な場合、協同組合への投資金融および信用貸付へのアクセスを容易にするための措置を採用すべきである。とりわけ、これらの措置は、以下のことをなすべきである。

- (a) 貸付およびその他の金融上の便宜を提供できるようにすること。
- (b) 行政上の手続きを簡素化し、あらゆる不適切な水準にある協同組合資産を救済し、借入れ取引コストを削減すること。
- (c) 貯蓄、信用貸付、銀行、保険の各協同組合を

含む、協同組合のための自治的な融資制度を促進すること。

(d) 不利な立場にある集団のための特別な規定を含めること。

13 協同組合運動の促進のために、政府は、あらゆる形態の協同組合の間における技術的・商業的および財政的な面での連携の発展を助長する条件を奨励し、これらによって、経験の交流およびリスクと便益の共有を容易にすべきである。

使用者団体・労働者団体・協同組合団体の役割、
ならびに各団体間の関係

14 使用者と労働者の各団体は、持続可能な発展という目標達成に果たす協同組合の重要性を承認し、協同組合団体と共に、協同組合促進の方法と手段を探求すべきである。

15 使用者団体は、適切な場合、加入を望む協同組合に対する会員資格の拡大を考慮するとともに、他の会員に適用されているのと同じ資格と条件で、適切な支援サービスを提供すべきである。

16 労働者団体は、次のことを行なうことが奨励されるべきである。

(a) 協同組合の労働者が、労働者団体に加入することを助言し、援助すること。

(b) 労働者団体の組合員が、基礎的な財とサービスへのアクセスを容易にする目的を含む、協同組合の設立を支援すること。

(c) 協同組合に影響を及ぼす経済・社会問題について検討する地域・全国・国際の各レベルの委員会・作業グループに参加すること。

(d) 企業閉鎖が掲示された場合などを含む、雇用の創出ないし維持を目的とした、新たな協同組合の設立を支援し、これに参加すること。

(e) 協同組合の生産性改善を目的とする、協同組合のためのプログラムを支援し、これに参加すること。

(f) 協同組合における機会均等を促進すること。

(g) 協同組合の労働者・組合員 (worker-members) の権利の行使を促進すること。

(h) 教育・訓練を含む、協同組合促進のための、あらゆる活動を実行すること。

17 協同組合および協同組合を代表する団体は、次のことを奨励されるべきである。

(a) 協同組合の発展に好ましい状況を創出するために、使用者および労働者の各団体、ならびに関係する政府および非政府機関との積極的な関係を確立すること。

(b) 協同組合独自の支援サービスを運営し、それらの資金調達に貢献すること。

(c) 加盟協同組合に対する商業・金融サービスを提供すること。

(d) 協同組合の組合員と労働者および経営者の人的資源開発に投資し、これを促進すること。

(e) 全国的・国際的な協同組合団体の発展と加盟を促進すること。

(f) 各国の協同組合運動を国際的レベルにおいて代表すること。

(g) 協同組合の促進のための、その他のあらゆる活動を実行すること。

国際協力

18 国際協力は、次のことを通じて促進されるべきである。

(a) 協同組合員の雇用創出と所得形成に効果的であることが証明された政策とプログラムに関する情報を交換すること。

(b) 各国および国際的な協同組合団体、ならびに協同組合開発に従事する機関との関係を奨励し促進し、次のことを可能にすること。

(i) 職員との、アイデア、教育・研修、資料、方法、参考資料の交流。

(ii) 協同組合とその発展に関する調査資料、その他のデータの収集と活用。

(iii) 協同組合間の同盟と国際的パートナーシップ

ブの確立。

- (iv) 協同組合の価値と原則の促進と擁護。
- (v) 協同組合間の商業的関係の確立。
- (c) 市場情報，法制，研修方法と技術，科学技術ならびに製品基準などの国内・国際的データへの協同組合のアクセス。
- (d) 正当な権限が与えられ，かつ可能な場合には，協同組合および関連する労使団体と協議のうえ，協同組合を支援する共通の地域的・国際的な指針と法制を開発すること。

最終規定

19 本勧告は、「1966年の協同組合（発展途上国）に関する勧告」を改正し，これに代えるものである。

〔付属文書〕

〔1995年の国際協同組合同盟総会によって採択された「協同組合のアイデンティティに関する声明」からの抜粋〕

協同組合原則は，協同組合が自らの価値を実践に移す指針である。

《自発的で開かれた組合員制度》

協同組合は自発的な組織であって，組合のサービスを利用でき，組合員としての責任を受け入れる用意のあるすべての人に，ジェンダー的・社会的・人種的・政治的・宗教的に差別なく，開かれていること。

《民主的な組合員管理》

協同組合は，その組合員によって管理される民主的組織であり，組合員は政策の策定と意思決定に積極的に参加する。選出され代表者の役割を務める男女は，組合員に対する説明責任を負う。第一次レベルの協同組合では，組合員は平等な投票権（一人一票）を有し，それ以外のレベルの協同組合も民主的な方法で組織される。

《組合員の経済的参加》

組合員は，自らの協同組合の資本に公正に貢献し，これを民主的に管理する。その資本の，少なくとも一部は，通常，協同組合の共同資産である。

組合員の資格条件として払い込んだ資本に対して，配当ができる場合でも，組合員が受け取る配当は制限される。ただし，次の何れか又は全ての目的のためには，組合員は配当を受け取ることができる。すなわち，協同組合との取引高に応じて各組合員に利益を還元するため，組合員が組織的に承認したその他の活動を支援するためという目的で，少なくとも剰余金の一部を不分割とした準備金の創設が可能な場合である。

《自治と独立》

協同組合は，その組合員によって管理される，自治的な自助組織である。協同組合が，政府を含む他の組織と協定を結ぶ場合，ないしは外部の財源から資本を調達する場合，協同組合は，組合員による民主的管理を保障し，協同組合の自治を保全することを前提に，それらを行なうべきである。

《教育，研修および情報》

協同組合は，その組合員や選ばれた代表，経営者，および従業員に対して，教育と研修の機会を提供し，彼らが自分たちの協同組合の発展に有効に貢献できるようにする。協同組合は，若者や世論の指導者をはじめ，一般公衆に対して，協同組合の性格と便益を知らせる。

《協同組合の協同》

協同組合は，地方・全国・地域・国際の各機構で共に活動することを通じて，その組合員に最も効果的に役立ち，協同組合運動を強化する。

《コミュニティへの関与》

協同組合は，組合員が承認した政策を通じて，自分たちのコミュニティの持続可能な発展のために活動する。